

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度 (2 0 2 2 年度)
計画主体	中井町

中井町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	中井町産業振興課
所在地	神奈川県足柄上郡中井町比奈窪 5 6 番地
電話番号	0 4 6 5 - 8 1 - 1 1 1 5
F A X 番号	0 4 6 5 - 8 1 - 4 6 7 6
メールアドレス	sangyou@town.nakai.kanagawa.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、アライグマ、ハクビシン、鳥類（カラス、ムクドリ、ヒヨドリ、ドバト）
計画期間	令和4年（2022年）度～令和6年（2024年）度
対象地域	神奈川県足柄上郡中井町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度（2020年度））

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積	被害額
イノシシ	ネギ	4a	33,750 円
	サトイモ	39.7a	1,016,986 円
	ジャガイモ	7a	167,664 円
	エダマメ	0.5a	17,109 円
	柿	17.8a	197,159 円
	カボチャ	15.1a	371,925 円
	キウイ	1.8a	36,504 円
	クリ	115.5a	511,006 円
	サツマイモ	24.6a	789,605 円
	スイカ	0.1a	1,847 円
	水稲	22a	169,881 円
	ズッキーニ	2.3a	127,459 円
	トウモロコシ	0.1a	237 円
	梨	7a	42,308 円
	ミカン	11.3a	84,067 円
	ラッカセイ	6.5a	22,669 円
	ニンジン	0.5a	1,839 円
	ダイコン	0.4a	2,831 円
	(小計)	276.2a	3,594,846 円
	ニホンジカ	ブロッコリー	0.2a
水稲		5.6a	28,810 円
ニンジン		1a	3,679 円
(小計)		6.8a	33,492 円
タヌキ	トウモロコシ	0.1a	237 円
アライグマ	(野菜・果樹)	(不明)	(不明)
ハクビシン	トウモロコシ	3.4a	65,489 円
	大豆	1a	1,207 円
	エダマメ	0.3a	10,265 円

	梨	2a	12,088 円
	ミカン	0.5a	2,322 円
	ラッカセイ	7.2a	34,411 円
	(小計)	14.4a	125,782 円
アナグマ	(野菜・果樹)	(不明)	(不明)
カラス	ラッカセイ	0.3a	2,790 円
	トウモロコシ	0.9a	2,135 円
	スイカ	0.1a	615 円
	(小計)	1.3a	5,540 円
総合計		298.8a	3,759,897 円

(2) 被害の傾向

○ニホンジカ

比奈窪、松本、岩倉、鴨沢、古怒田、藤沢、井ノ口地区で出没が確認されているが農作物被害等の詳細は不明である。また、道路上への出没も見受けられ、交通事故など生活被害の増加が懸念される。

○イノシシ

比奈窪、松本、岩倉、雑色、鴨沢、古怒田、半分形、田中、北田、遠藤、久所、藤沢、境、井ノ口地区で出没が確認されており、生息分布域は町内全域に拡大している。年間を通じて野菜・果樹の農作物被害と掘り起し等の被害が発生しているうえ、人・車両との衝突事故も発生している。近年では人家近くにおけるイノシシ出没が増えており、人的被害が懸念される。

○アライグマ

比奈窪、松本、岩倉、鴨沢、半分形、田中、藤沢、境、井ノ口地区で出没が確認されており、生息域は広がっている。農作物被害等の詳細は不明である。

○ハクビシン

比奈窪、松本、鴨沢、古怒田、半分形、田中、藤沢、井ノ口地区で出没が確認されており、捕獲頭数が増加している。農作物被害等の詳細は不明である。

○タヌキ

比奈窪、松本、岩倉、雑色、鴨沢、古怒田、田中、藤沢、井ノ口地区で出没が確認されているが農作物被害等の詳細は不明である。

○アナグマ

比奈窪、田中、北田地区で出没が確認されている。農作物被害等の詳細は不明である。

○鳥類（カラス、ムクドリ、ヒヨドリ、ドバト）

町内全域で農産物への食害が発生している。主にカラスにおいては、各地で農作物被害や、家庭ごみの食い荒し等の生活被害も発生している。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和２年度 （２０２１年度）	目標値（令和６年度 （２０２４年度）
被害金額	3,759,897 円	2,000,000 円
被害面積	199a	120a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等 に関する取組	<p>○ニホンジカ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の許可により、農作物被害を防止するための中井町猟友会及び中井町鳥獣被害対策実施隊が実施。 ・ 捕獲体制の維持や効果的な捕獲が困難であることから銃器による捕獲は実施隊が年に数回行うのみで、捕獲効率や安全面からもわなによる捕獲を基本としている。 ・ 捕獲者への報償金の交付。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲を依頼している猟友会会員数の減少や高齢化が進んでおり、農業者で狩猟免許（わな猟免許）を取得した者の一部が猟友会に加わることで、わなによる捕獲体制を強化しているが、捕獲の担い手の確保が必要である。
	<p>○イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町の許可により、農作物被害を防止するための捕獲を中井町猟友会及び農業者団体（各地区生産組合）等が実施 ・ 捕獲体制の維持や効果的な捕獲が困難であることから銃器による捕獲は実施隊が年に数回行うのみで、捕獲効率や安全面からもわなによる捕獲を基本としている。 ・ 捕獲者への報償金の交付。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繁殖力が強く捕獲をしても被害がなかなか減らない。 ・ 農業被害のある地域の農業者がわな猟免許を取得し、現在 8 地区において駆除活動が行われているが、狩猟免許（わな猟免許）の取得者がいない地域については、猟友会や業者への依頼にて対応。 ・ 耕作放棄地の解消等の環境整備が進んでいない箇所がある。
	<p>○小型獣（アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町の許可を受けた者に箱わなを貸し出し、捕獲を実施。 ・ 捕獲者への報償金の交付。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 獣種により捕獲頭数に差があり、経年の捕獲がある。 ・ 農地への侵入防止対策となる電気柵等の購入に対する補助についての周知を引き続き行い、被害軽減を図る。
	<p>○鳥類（カラス・ヒヨドリ等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中井町鳥獣被害対策実施隊員が、銃器による捕獲を年数回実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年に数回の銃器での捕獲を実施しているものの、大量捕獲には至らないことから自衛が重要なため、防鳥資材購入に対する補助に

		ついでに周知を引き続き行い、被害軽減を図る。
防護柵の設置等に関する取組	直近3ヶ年程度該当なし	直近3ヶ年程度該当なし
生息環境管理その他の取組	直近3ヶ年程度該当なし	直近3ヶ年程度該当なし

(5) 今後の取組方針

<p>○捕獲及び防除の推進</p> <p>地域ぐるみによる防護柵の設置・管理、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、耕作放棄地の解消、農地等の作物残さや未収穫野菜の適正処分等、地域が主体となった有害鳥獣を寄せ付けない総合的な環境づくりのための体制整備を推進する。</p> <p>○被害防止対策の担い手の育成</p> <p>狩猟免許の取得者への経費補助や広報活動（狩猟免許試験等の案内）を今後も継続して行う。また、中井町鳥獣被害対策実施隊及び狩猟免許（わな猟免許）を取得した農業者団体が使用するくくりわな、箱わな、わな用受信機、わな用発信機等の無償貸出をはじめとした各種支援を行い、効率的かつ継続的に有害鳥獣の捕獲を行うことができる環境を整備する。</p> <p>○被害状況の把握</p> <p>住民による目撃情報、猟友会からの情報及び現場確認による被害の実態を的確に把握する取組を行う。</p> <p>○広域的な取組</p> <p>近隣市町と連携し、町境での有害鳥獣の捕獲について情報交換を行い、広域的な被害防止のための取り組みを行う。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

獣種	捕獲者	方法
ニホンジカ	鳥獣被害対策実施隊(猟友会)	くくりわな、銃器
イノシシ	鳥獣被害対策実施隊(猟友会) 農業者	箱わな、くくりわな、銃器 (鳥獣被害対策実施隊(猟友会))

小型獣（アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ）	鳥獣被害対策実施隊（猟友会） 農業者 住民	箱わな
鳥類	鳥獣被害対策実施隊（猟友会）	銃器

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 4 (2022)	ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、鳥類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許取得等に対する支援 ・ 捕獲報償金による支援 ・ わな等の購入補助金、貸出による支援 ・ 近隣市町との情報交換及び連携した捕獲実施の検討
R 5 (2023)	ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、鳥類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許取得等に対する支援 ・ 捕獲報償金による支援 ・ わな等の購入補助金、貸出による支援 ・ 近隣市町との情報交換及び連携した捕獲実施の検討
R 6 (2024)	ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、鳥類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許取得等に対する支援 ・ 捕獲報償金による支援 ・ わな等の購入補助金、貸出による支援 ・ 近隣市町との情報交換及び連携した捕獲実施の検討

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
<p>○ニホンジカ 神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき、毎年度策定する神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画により捕獲頭数を設定</p> <p>○イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、鳥類 出没状況及び被害状況に応じて設定</p> <p>○アライグマ 神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき生息状況を把握した上で、積極的な捕獲に努める</p>			
対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度 2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
ニホンジカ（※）	10頭	10頭	10頭
イノシシ	70頭	70頭	70頭
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲

ハクビシン、タヌキ、アナグマ	30頭	30頭	30頭
鳥類	50羽	50羽	50羽

※ニホンジカの捕獲頭数は、毎年度策定する神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画に基づき定めるため、目安数とする。

捕獲等の取組内容
捕獲方法：わなを基本とする。カラス等の鳥類の捕獲については銃器も使用する。 捕獲時期：狩猟期間（11月15日～2月15日／末日）を除く期間を基本とするが、狩猟期間であっても被害が発生した場合、または被害が発生する恐れがある場合は実施する。 捕獲場所：町内全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組み内容
カラス等の鳥類については、わなでの捕獲が難しいことに加え、散弾銃の射程では効率的ではない。効率的に捕獲を行うため射程の長いライフル銃を使用する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
	令和4年度～令和6年度（2022年度～2024年度）
ニホンジカ イノシシ	被害状況と被害地域の地理的条件を総合的に判断し、地域住民等関係者と協議の上、ネット又は電気柵を計画的に整備する（1,000m／年を目安に整備する）。

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R4 (2022)	ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマ、鳥類	・定期的な見回りにより、設置した柵の破損や侵入の形跡有無を把握し、状況に応じて必要な対策を講じる。
R5 (2023)	ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマ、鳥類	・定期的な見回りにより、設置した柵の破損や侵入の形跡有無を把握し、状況に応じて必要な対策を講じる。
R6 (2024)	ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマ、鳥類	・定期的な見回りにより、設置した柵の破損や侵入の形跡有無を把握し、状況に応じて必要な対策を講じる。

5. 生息環境管理その他の被害防止施策に関する取組

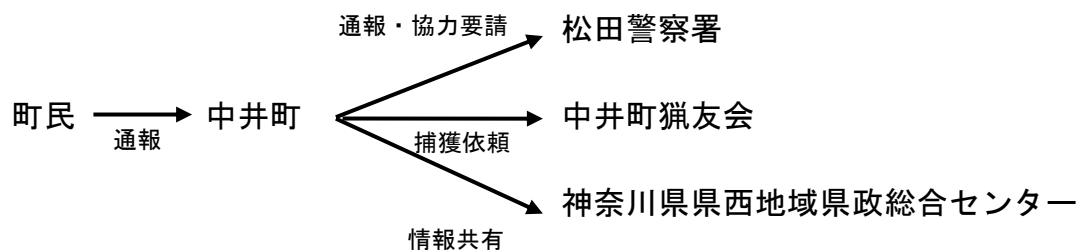
年度	対象鳥獣	取組内容
R 4 (2022)	ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマ、鳥類	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の多い地域においては定期的な刈り払いの実施による緩衝帯の設置、誘引要因となる放任果樹の除去、耕作放棄地の解消、農地等の作物残さや未収穫野菜の適正処分等を実施する。 ・鳥獣被害防止に関する知識や技術向上と被害防止対策の普及啓発に努める。
R 5 (2023)	ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマ、鳥類	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の多い地域においては定期的な刈り払いの実施による緩衝帯の設置、誘引要因となる放任果樹の除去、耕作放棄地の解消、農地等の作物残さや未収穫野菜の適正処分等を実施する。 ・鳥獣被害防止に関する知識や技術向上と被害防止対策の普及啓発に努める。
R 6 (2024)	ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマ、鳥類	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の多い地域においては定期的な刈り払いの実施による緩衝帯の設置、誘引要因となる放任果樹の除去、耕作放棄地の解消、農地等の作物残さや未収穫野菜の適正処分等を実施する。 ・鳥獣被害防止に関する知識や技術向上と被害防止対策の普及啓発に努める。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
中井町	連絡窓口及び捕獲等実際の対応
中井町猟友会	捕獲等の実施
神奈川県警察松田警察署	住民の安全確保
神奈川県県西地域県政総合センター環境部 環境調整課	情報の共有

(2) 緊急時の連絡体制



※ 休日・夜間については、警備員を経由して担当者等へ連絡される。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>大型獣は食肉として利活用し、それが難しい場合には適切に埋設を行う。 小型獣及び鳥類は、適切に埋設を行う。</p>

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

食品	食肉として活用できる大型獣については、捕獲者である猟友会及び生産組合が解体・精肉等を行うことによる自家消費を推進するとともに、松田町に建設されるジビエ加工処理施設や町民から紹介を受けた町外の食肉加工処理業者の活用を推進する。
ペットフード	捕獲した大型獣について、町内在住者が運営するペットジャーキー加工業者の活用を推進する。
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

<p>該当なし</p>

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制に関する事項

<p>該当なし</p>

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	中井町鳥獣被害防止対策推進協議会
--------------	------------------

構成機関の名称	役割
中井町産業振興課	協議会事務局 情報収集及び提供 被害防止対策支援
かながわ西湘農業協同組合	被害防止対策支援、被害対策研修会等の開催

中井町猟友会	有害鳥獣の捕獲
中井町農業委員会	有害鳥獣に関する地域の情報提供、被害防止対策の推進、自治会との連携・連絡
地区農業者代表	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 野生生物グループ	被害状況集計、情報提供
神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 平塚駐在事務所(かながわ鳥獣被害対策支援センター)	対策提案、対策指導、技術支援、 情報提供
神奈川県県西地域県政総合センター環境部 環境調整課	被害状況集計、情報提供
神奈川県県西地域県政総合センター農政部 地域農政推進課	有害鳥獣に係る情報の共有 調査研究・被害対策指導
神奈川県農業技術センター足柄地区事務所	有害鳥獣に係る情報の共有 調査研究・被害対策指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年10月に鳥獣被害対策実施隊を設置。構成員は、神奈川県猟友会足柄上支部中井支部(中井町猟友会)に所属し、支部長から推薦を受けた者である。隊には隊長が1名いて、町長の指示を受けた隊長の命令のもと、銃器による捕獲及びくくりわな・箱わなによる捕獲、日中の出没時における追い払いや捕獲を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

この計画に記載した事項以外の捕獲、防除方法、隣接市町と連携した被害防止対策等については、関係機関と連携しながら効果的な方法を検討していく。